

相続人代表者指定届 兼 固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

伊佐市長 橋本 欣也 殿

届出人 住 所

ふりがな

氏 名

㊞

(電話番号

— —

)

被相続人に係る固定資産税の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者について、協議の上、次のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。

また、伊佐市税条例第74条の3の規定のに基づき、地方税法第384条の3に規定する現所有者を申告します。

1 被相続人（固定資産課税台帳に登録された所有者）

住民コード

ふりがな		生年月日	
氏 名		死亡年月日	
住 所			

2 相続人（現所有者）

【代表者】 ※ 本人による署名捺印（印字・代筆等による記名押印も可）をお願いします。

住民コード

ふりがな		生年月日	昭和 平成	年	月	日
氏 名		被相続人との続柄	配偶者・子・孫・その他()			
住 所	(電話番号 — —)					
	法人番号					

【代表者以外】 ※ 本人の同意を得ている場合は、代筆でも構いません。

氏 名	被相続人との続柄	住 所

各相続人は、上記の届出人を代理人と定め、本様式における届出・申告を委任します。

※ 税務課による確認事項

<input type="checkbox"/> 届出人の本人証確認	運転免許証 ・ マイナンバーカード ・ 健康保険証 ・ 他
<input type="checkbox"/> 相続登記の手続き	済 ・ 手続中 ・ 月頃予定 ・ 未定
<input type="checkbox"/> 相続人代表者による納付	令和 年度 期分以降
<input type="checkbox"/> 納付書	令和 年度 期分手渡し
<input type="checkbox"/> 固定資産税振替口座	なし ・ 閉鎖 ・ 継続使用 ・ 新規登録
<input type="checkbox"/> 被相続人の納税管理状況	相続人代表者 ・ 現に所有している者 ・ 納税管理人

課長	係長	係	入力	受付

固定資産の所有者（納税義務者）がお亡くなりになった場合

○「相続人代表者指定届 兼 固定資産現所有者申告書」の提出が必要です。

地方税法及び伊佐市税条例により、相続人等（法定相続人や遺産分割・遺言などにより固定資産を引き継いだ方）は、3か月以内に現所有者として申告をしなければなりません。

この書類の提出によって申告義務を果たしたことになり、その後は、指定した代表者へ固定資産に関係する書類が送られることとなります。

ただし、この手続きを経て固定資産税台帳上で現所有者（納税義務者）として登録がされても、所有権の移転が完了するわけではございませんので、忘れずに法務局にて登記簿への登記を行ってください。

固定資産税はその年の1月1日現在の所有者に課されます。そのため、お亡くなりになった時点で発生している固定資産税は、所有者名義のまま、その法定相続人が引き継ぐことになり、関係する書類等は「相続人代表者」に送ることとなります。

また、お亡くなりになった年の翌年度からは、相続、売買、贈与、遺贈等により新たに所有者となった方が納税義務者となりますが、所有権を移転し法務局での移転登記が完了するまでの間は、相続人等が現所有者としてその義務を負うこととなります。

その際は、「現所有者（相続人等）の代表者」の名義として課税され、相続人等が複数であっても共有資産として分割することなく課税されることとなります。

※ あくまでも新しい所有者として所有権移転登記がなされるまでの間の措置ですので、できるだけ早目に登記のお手続きをお願いいたします。

※ また、相続放棄をされる方は、遺産分割協議書にて相続分を放棄するか、3か月以内に家庭裁判所へ申述する必要があります。

【申告内容の変更】

相続人（現所有者）の代表者に変更があった場合

⇒ 「**納税義務代表者変更申告書**」を提出してください。

※ 代表者が伊佐市外の方は、住所変更等があった場合にも申告をお願いします。